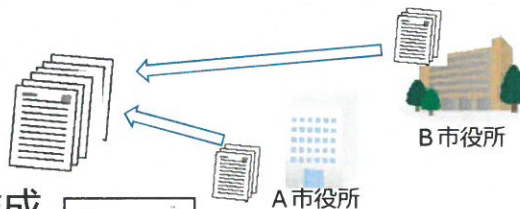


# 法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

## ① 申出（法定相続人又は代理人）

①-1 戸除籍謄本等を収集



①-2 法定相続情報一覧図の作成  
（参考：別紙1（解説付き））



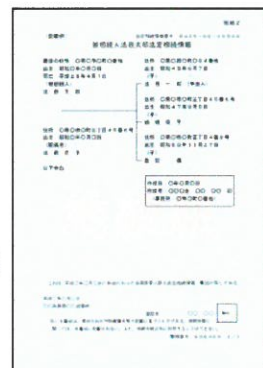
①-3 申出書を記載し、上記①-1、  
-2の書類を添付して申出

- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

## ② 確認・交付（登記所）

②-1 登記官による確認，法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付，  
戸除籍謄本等の返却  
（参考：別紙2（解説付き））



- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない

- ✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

## ③ 利用

③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は、戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり、これまでどおり戸籍の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要

